

業債第40号(例)
2019年5月7日

国債代理店 御中

日本銀行業務局

改元に伴う国債証券等の取扱いに関する件

改元に伴う国債証券およびこれに付属する利賦札（以下「国債証券等」といいます。）の取扱いについては、財務省からの事務連絡等により、下記^(注1)のとおり取扱う^(注2)こととなりましたので、通知します。

(注1) 下記中、「改元」は2019年5月1日の改元をいい、「前回改元」は1989年1月8日の改元をいいます。

(注2) 「改元に伴う事務処理対応等に関する件」（2019年4月3日付業債第22号）別紙2の2. において財務省と調整中としてお知らせした内容から不変です。

記

1. 改元前に発行した国債証券等（前回改元前に発行したものおよび発行年度を2019年度とする遺族国庫債券のうち改元後に発行するものを含む。2. において同じ。）は、従前のままとし、引換えは行わない。
2. 改元前に発行した国債証券等について、各種請求に基づき、代証券を交付する場合には、全て「平成」（前回改元前に発行した国債証券等にあつては、「昭和」。以下2. において同じ。）の元号を使用したものを交付する。また、滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書（以下「支払通知書」という。）を発行する場合には、支払期日は「平成」の元号を使用して記載する。
3. 国債証券等および支払通知書における償還期日および利子支払期日等は、改元後の日付が「平成」の元号により表示されている場合には、「令和」（前回改元後、改元前の日付が「昭和」の元号により表示されている場合には、「平成」）の元号により表示される応当の日付と読み替える。
4. 各種請求にかかる請求書等に「付属利賦札の状態」または「滅紛失した利賦札の内訳」を記載する場合には、利賦札に記載されている日付（例：31年10月31日渡）を記載する。

以上